

議 員 の 派 遣 に つ い て

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

令和6年9月9日

鹿追町議会議長 上 嶋 和 志

記

1 十勝町村議会議長会議員研修会

- (1) 目 的 議員としての識見を高め、議会活性化に資するため
- (2) 派遣場所 清水町文化センター
- (3) 派遣期間 令和6年10月30日(水)(1日間)
- (4) 派遣議員 全議員

2 そ の 他 上記の派遣内容に変更が生じた場合は、その扱いについて議長に一任する。